

事 務 連 絡
令和7年5月15日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

} 殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業体等の災害発生について（1号）

令和7年5月8日に木曽森林管理署南木曽支署発注の治山事業（岩倉沢（タルガ沢）復旧治山工事）箇所にて労働災害が発生したので、その概要等を別添1のとおり送付します。

この災害は、復旧治山工事箇所において、小径木を電動チェーンソーで刈払う作業中、傾斜地で足を滑らせ転倒した際に左手がチェーンソーから離れ、チェーンソーの刃が回転しているところに左前腕上部が当り受災したものです。

原因としては、足元が悪い法面で、腐葉土が堆積していたことで非常に滑りやすい場所であったことに加え、前々日の雨で地表が湿っていたことで滑って転倒したことが考えられます。

チェーンソー作業に当たっては、足場をしっかりと確保しバランスのよい姿勢で行うとともに、傾斜地ではスリップしないよう足場の確保が重要です。

また、チェーンソーを肩より高く上げて作業することが無いように注意が必要です。

つきましては、本件のような災害を防止するため、傘下会員に対して、このたびの災害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

（担当：企画官（間伐推進担当）TEL050-3160-6569）

労働安全衛生規則抜粋

第二編 安全基準

第八章 伐木作業等における危険の防止

（伐木作業における危険の防止）

第四百七十七条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

- 一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。
- 二 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。
- 三 伐倒しようとする立木の胸高直径が二十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。

（悪天候時の作業禁止）

第四百八十三条 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、造林等の作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせてはならない。

（保護帽の着用）

第四百八十四条 事業者は、造林等の作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

（下肢の切創防止用保護衣の着用）

第四百八十五条 事業者は、チェーンソーを用いて行う伐木の作業又は造材の作業を行うときは、労働者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に下肢の切創防止用保護衣（次項において「保護衣」という。）を着用させなければならない。

- 2 前項の作業に従事する労働者は、保護衣を着用しなければならない。

請負事業体及び立木販売における災害発生報告(休業4日以上)

1	署 等 名	中部森林管理局木曽森林管理署南木曽支署
2	事業の種類	国有林治山事業（岩倉沢（タルガ沢）復旧治山工事）
3	災害発生日時等	令和7年5月8日（木） 11時00分頃 発生 怪我の程度：左前腕伸筋群断絶 休業見込み：未定（10日間入院し、退院後は通院治療予定（リハビリ含む））
4	災害発生場所	長野県木曽郡南木曽町 柿其国有林93ろ林小班
5	契約相手方	株式会社 名工土木 代表取締役 大沢謙一
6	事業実行事業体	同 上
7	被災者年齢等	年齢：55歳 性別：男 2の事業の経歴年数：1年未満 雇用区分：期間雇用 社会保険等加入状況：(労災) 雇用、(健康) 厚生、中退
8	従事作業	支障木伐倒補助作業
9	災害概況	当日、被災者は同僚4名（現場代理人、同僚A、B、C）と事業現場に入り、現場代理人から作業指示を受け、8時30分頃から、工事支障木の伐倒処理を行う同僚B、Cの補助作業（小径木刈払い等）に従事し、現場代理人は林道上の事務所周辺整備、同僚Aは作業全体管理（被災時は資材確認のため一時的に林道付近に移動）にそれぞれ従事した。 11時00分頃、被災者は法面（傾斜約40度）で電動チェーンソーにより小径木（1cm程度の雑木）の刈払いを行っていたところ、足を滑らせ転倒し、その際に左手が前ハンドルから離れてしまい、ソーチェーンが左前腕上部に当たり受災した。 約8m先で作業をしていた同僚Bが、転倒した音とチェーンソーの回転する音聞き、被災者の方を見ると倒れていたため、駆け寄ったところ、本人からケガをしたとの報告があった。 被災者は出血があったが、意識もあり会話も可能であったため、持っていたタオルで切創箇所を押さえ、約70m上方にある林道まで自力で歩行した。同僚Bは途中で被災者を補助し、その後、林道上で作業をしていた現場代理人及び同僚Aに被災を報告した。 現場代理人は会社への報告、救急車両の手配のため携帯電話の受信可能位置へ車両で移動した。被災者は現地で応急処置（左腕上腕部圧迫止血）の上、同僚Cの運転する車両により林道ゲートまで移動した。 林道ゲートで救急車両と合流し、応急手当を受けた後、救急隊員の判断により救急ヘリで飯田市立病院（飯田市）へ搬送するため、ヘリポートとなる天白公園（南木曽町）に向けて出発した。 12時40分頃、到着したヘリコプターに被災者を乗せ、天白公園を出発した（同僚Aは自動車で病院へ出発）。 13時05分、飯田市立病院に到着、治療を受けた。

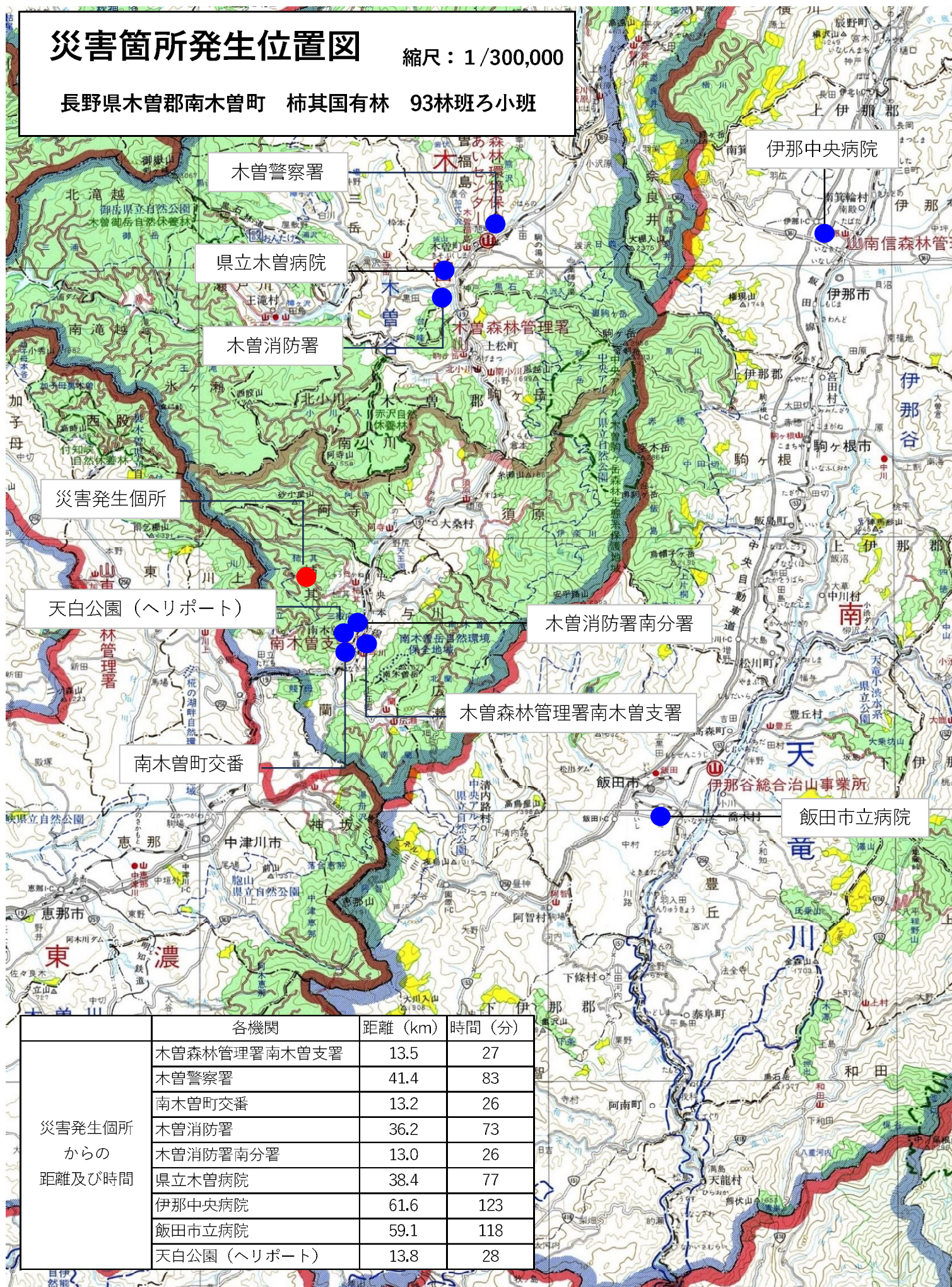
10 その他特記すべき事項

5月8日	・木曽警察署による現場検証。 ・南木曽支署職員2名（総括治山技術官、総括森林整備官）による現地確認。
5月9日	・名工土木において再発防止安全対策会議等の実施。
5月12日	・名工土木から南木曽支署に、災害概要と再発防止対策について報告。 ・再発防止安全対策会議の実施報告を受け、松本労基署から、工事再開について支障ない旨の連絡あり
5月14日	・事業再開
5月17日	・被災者退院（予定）

災害箇所発生位置図

縮尺：1/300,000

長野県木曽郡南木曽町 柿其国有林 93林班ろ小班



	各機関	距離 (km)	時間 (分)
災害発生箇所 からの 距離及び時間	木曽森林管理署南木曽支署	13.5	27
	木曽警察署	41.4	83
	南木曽町交番	13.2	26
	木曽消防署	36.2	73
	木曽消防署南分署	13.0	26
	県立木曽病院	38.4	77
	伊那中央病院	61.6	123
	飯田市立病院	59.1	118
	天白公園 (ヘリポート)	13.8	28

災害箇所発生位置図

縮尺：1/20,000

長野県木曽郡南木曽町 柿其国有林 93林班ろ小班

凡例



災害発生箇所

0 1000[m]

1:20,000

災害箇所発生位置図

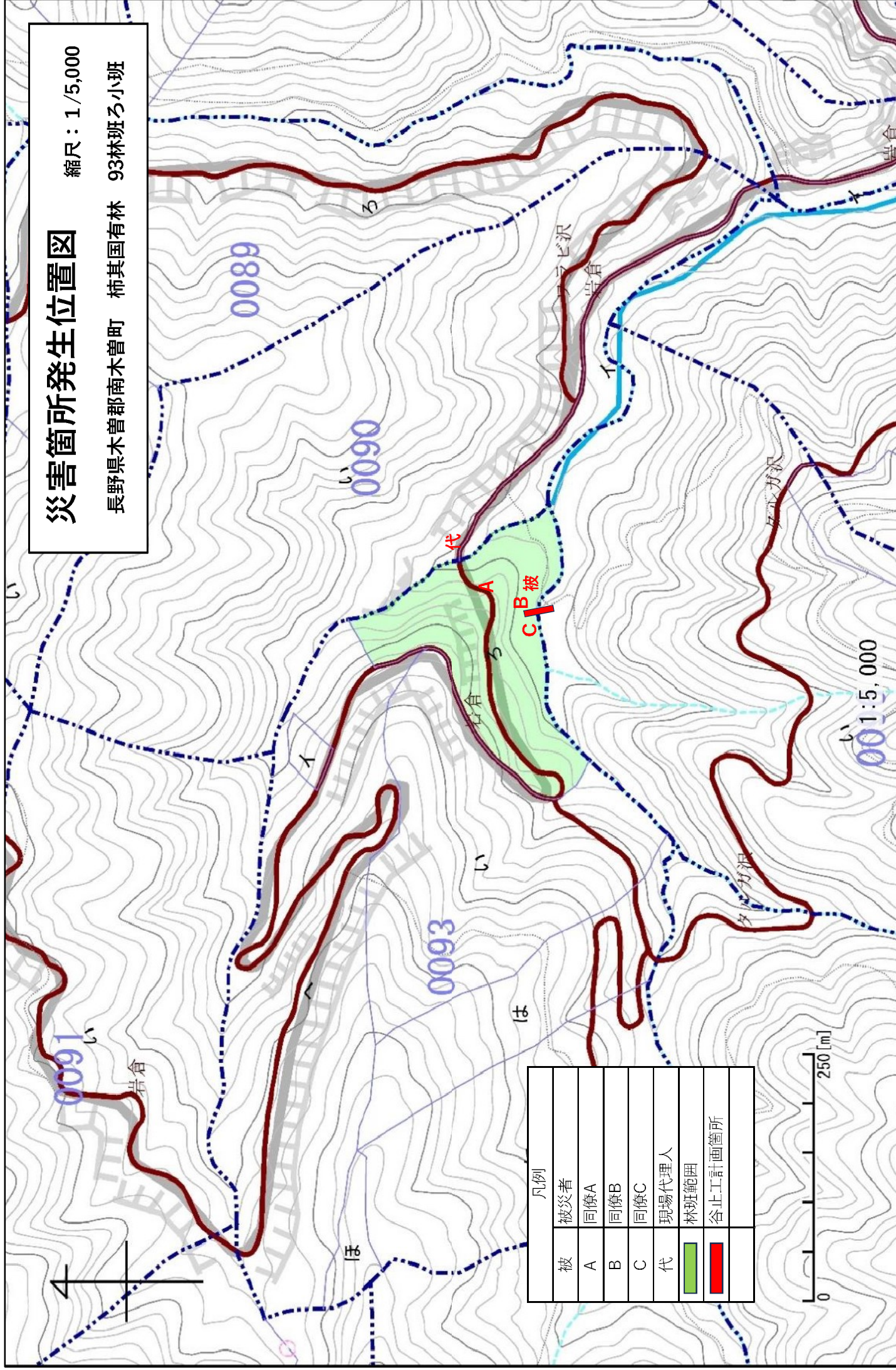
縮尺：1/5,000

長野県木曽郡南木曽町 柿其国有林 93林班ろ小班

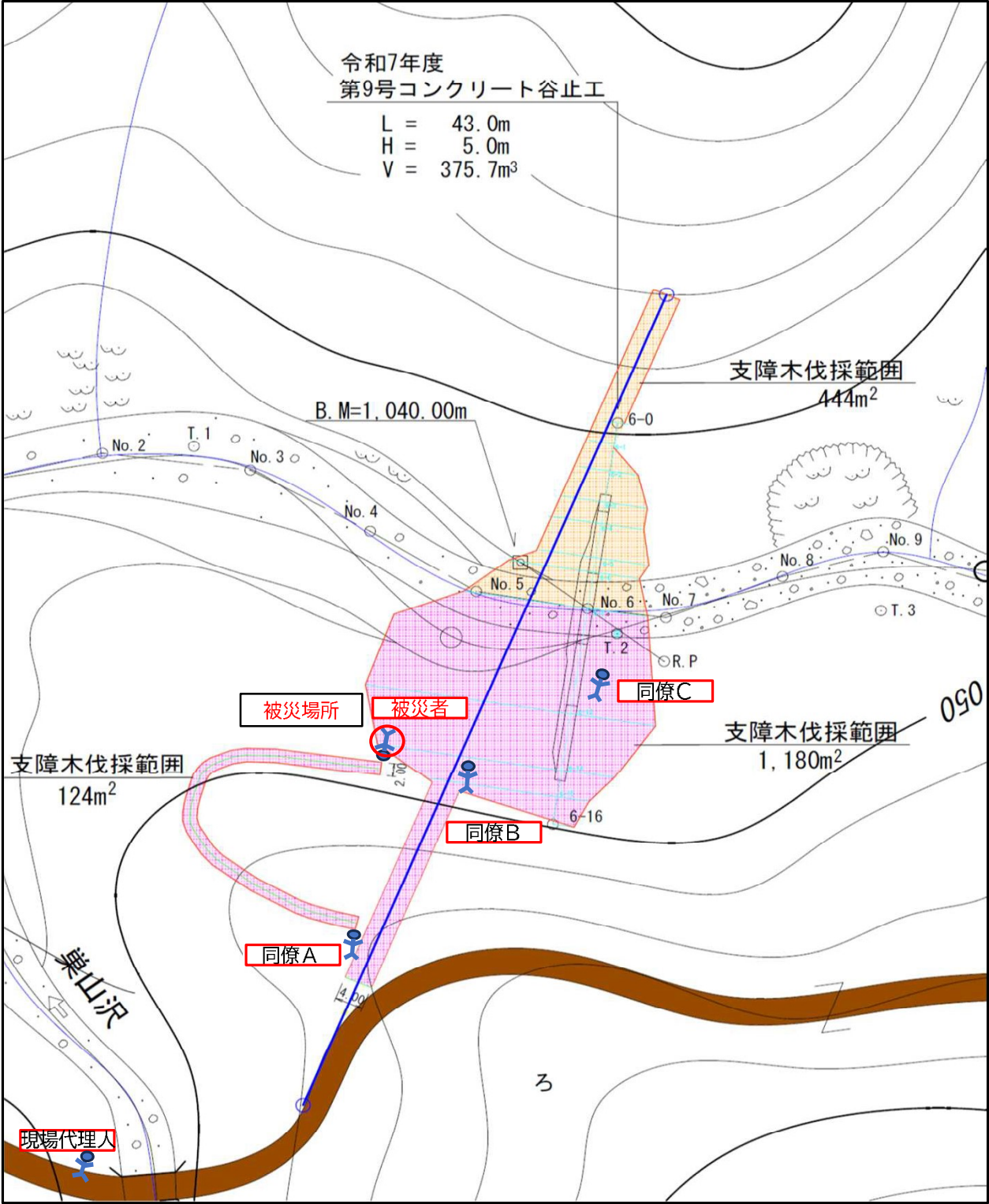
凡例	
被	被災者
A	同僚A
B	同僚B
C	同僚C
代	現場代理人
	林班範囲
	谷止工計画箇所

0 250 [m]

001:5,000



被災位置図



災害状況写真①

【全 景】



(刈払い木)



災害状況写真②

【災害前（刈払い作業中）】



【災害後（転倒状況）】



降雨後の湿った落葉で足元が滑り転倒
左手がハンドルから離れ、ソーチェーンに接触